

会津若松市では、市民の地域活動参加や高齢者の社会参加の促進・介護予防の推進を図るため「つながりづくりポイント事業」を令和3年10月から始めました。

この事業は、ボランティア活動や介護予防の活動などに参加した実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じてサービスや商品と交換ができる「つなポン券」を交付する事業となっています。

令和5年4月から「つなポン券」を利用できる協力店を募集します。

募集期間 令和4年12月1日(木)~令和5年2月15日(水)

募集対象 会津若松市内に本社または本店がある店舗

(大規模小売店を除く)

申込方法 協力店登録申請書に必要事項をご記入の上、

事務局にFAX・メール・郵送または直接持参

※参加費用・換金費用・振込手数料はかかりません。

申込から換金までの流れ



ーー 申請書を 事務局に提出



審査結果を 協力店に通知



マニュアル・のぼり・ ステッカー等を 協力店に送付



っなポン券 利用開始



換金請求書を 指定日まで 事務局へ提出



事務局で確認後指定口座へ振込

「つなポン券」概要(令和5年度分)

● 利用期間 令和5年4月1日(土)から令和6年2月29日(木)まで

● 交付額 1人につき500円~最大6,000円

● 利用方法 500円毎に1枚から使用可

注意事項

[利用券の利用対象とならないもの]

- (1) 出資や金融商品の購入(株式、債券等)
- (2) 商品券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性が高いものの購入
- (3) たばこ
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 国や地方自治体への支払い(公営ギャンブルを含む)
- (6) 債務の支払い(電気、ガス、水道料金、振込手数料等)
- (7) 土地及び家屋の購入、家賃、地代及び駐車場(一時預かりを除く)等の不動産に係る支払い
- (8) 現金との換金、金融機関の預け入れ
- (9) 風俗営業等の規則及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2 条に規定する営業に係る支払い
- (10) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (11) 商品券の交換又は売買

[利用にあたっての留意事項]

- (1) 協力店において利用期間内に限り利用可能とする。
- (2) 購入後の返品はできない。
- (3) 現金との引換えはしない。
- (4) つり銭は支払わない。
- (5) 盗難・紛失・汚損による再発行はしない。また、偽造者に対して発行者(会津若松市)は責 を負わない。
- (6) 協力店において本券を利用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう明示すること。

つなポンの詳しい事業内容や様式のダウンロードはコチラから 会津若松市つながりづくりポイント事業事務局HP https://tsunapon.com

詳しくはホームページをご覧下さい

つなポン会津



会津若松市つながりづくりポイント事業事務局

東武トップツアーズ株式会社 会津若松支店

〒965-0037 会津若松市中央3丁目2-11 ジブラルタ生命 会津若松ビル5階

電 話:070-8791-8880.070-8791-9349

FAX: 0242-24-5623 e-mail:tsunapon8880@gmail.com

営業時間 9:30~17:30 定休日 土・日・祝日

